

平成26年12月定例会

和歌山県議会議案

平成26年度和歌山県一般会計補正予算

平成26年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,362,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ572,681,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

平成26年12月3日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 159,164,423	千円 334,721	千円 159,499,144
	1 地方交付税	159,164,423	334,721	159,499,144
7 分担金及び負担金		1,145,672	2,000	1,147,672
	2 負担金	1,123,152	2,000	1,125,152
9 国庫支出金		74,007,631	1,346,319	75,353,950
	1 国庫負担金	36,118,427	561,089	36,679,516
	2 国庫補助金	36,301,757	785,230	37,086,987
10 財産収入		660,103	620	660,723
	1 財産運用収入	384,571	620	385,191
12 繰入金		21,398,389	129,980	21,528,369
	2 基金繰入金	20,904,007	129,980	21,033,987
15 県債		86,451,100	549,300	87,000,400
	1 県債	86,451,100	549,300	87,000,400
歳入合計		570,318,611	2,362,940	572,681,551

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 68,358,927	千円 5,218	千円 68,364,145
	2 児 童 福 祉 費	12,487,555	5,218	12,492,773
4 衛 生 費		10,189,555	1,067,759	11,257,314
	1 公 衆 衛 生 費	3,512,734	3,444	3,516,178
	4 医 薬 費	3,344,576	1,064,315	4,408,891
8 土 木 費		83,002,153	335,000	83,337,153
	3 河 川 海 岸 費	18,542,834	335,000	18,877,834
11 災 害 復 旧 費		9,716,479	954,963	10,671,442
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,247,775	954,963	9,202,738
歳 出 合 計		570,318,611	2,362,940	572,681,551

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費			180,900
	3 河川海岸費		180,900
		河川整備	180,900
11 災害復旧費			1,418,362
	2 土木施設災害復旧費		1,418,362
		土木施設災害復旧	1,418,362
合		計	1,599,262

千円

第3表 債務負担行為の補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成26年度ミラノ国際博覧会出展	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)	千円 9,200

第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共治水事業	千円 2,141,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成26年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
現年補助災害復旧 事業	1,668,500	以下同上	以下同上	以下同上
単独災害復旧事業	136,400			
防災対策事業	74,800			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,290,100	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成26年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
1,990,600	以下同上	以下同上	以下同上
208,000			
81,900			